

緊急経済対策住宅等リフォーム支援事業補助金 のご案内

● 経済産業課 商工労働係 ☎65-7144 ●

町では、新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けている地域経済の活性化対策の一環として、住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を促進するため、町内の施工業者によって住宅等の改修等工事を行う場合に補助金を交付します。

補助金額 補助対象工事に係る金額（消費税を含まない）の100分の20に相当する金額を補助します。
なお、その金額が20万円を超える場合は20万円の補助とします（千円未満切り捨て）。
※補助対象工事が20万円未満の場合は、補助金の交付対象としません。

補助対象者

- 継続して1年以上町内の住民基本台帳（または外国人登録原票）に登録されていること。なお、店舗等の場合は、町内に店舗等がある個人・法人とする。
- 補助金の交付の対象となる者の世帯員に町税等の滞納がないこと。
- 改修等工事について、本町の他の補助金および助成金の交付を受けていないこと。
- 玉村町暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に該当していないこと。
- 食品衛生法や建築基準法等、法令に違反していないこと。

補助対象となる住宅等および店舗等

- 補助金の交付の対象となる住宅等は、補助を受けようとする者が町内に所有するもの。
- 補助金の対象となる店舗等は、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業等）などの来客型店舗とし、補助金の対象者が自己資金で改装を実施するもの。
- 補助対象となる工事は、町内施工業者（町内に住所を有する個人事業主、または町内に本社または事業所を有する法人）による改修等工事であること。また、**工事は令和3年3月末日までに完了するものであること。**

補助対象となる改修等工事 補助金交付決定後に着手した工事のみ対象となります。
※**すでに着工しているものや、交付決定前に着工したものは対象外となりますのでご注意ください。**

申請受付期間 12月25日(金) まで

申請書類 ※工事着手前に次の書類を提出してください。

- 緊急経済対策住宅等リフォーム支援事業補助金交付申請書（計3枚）
①様式第1号（補助金交付申請書） ②別紙1（補助金交付に係る工事概要） ③別紙2（個人情報確同意書）
※町ホームページからダウンロード、または電話にてお問い合わせいただければ、申請書類を郵送します。
- 工事請負契約書または見積書の写し
- 補助対象工事を施工する箇所の写真および図面
- その他町長が必要と認める書類

申請方法 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り郵送による申請をお願いします。

※12月25日（金）午後5時15分までに必着

郵送先

〒370-1192 玉村町大字下新田201

玉村町経済産業課 商工労働係 宛て 【緊急経済対策住宅等リフォーム支援事業補助金交付申請書 在中】

個人番号カード受け取り 日曜窓口

住民課住民係
☎64-7701

8月2日 / 8月30日 午前9時～午後1時まで

個人番号カードの受け取り日曜窓口は**予約制**です。利用する場合は、必ず平日の午後5時までにお電話にてご予約ください。ご予約がない場合のお取り扱いはできません。個人番号カードをまだ受け取っていない人はご予約の上、お早めにお受け取りください。

受け取りに必要な書類などについてはお問い合わせください。
※代理人での受け取りについては、必ず事前にお問い合わせください。

【個人番号カード】



下水道排水設備工事 責任技術者資格認定 共通試験

日時 10月11日(日)

午前10時～正午

会場 高崎経済大学 高崎市

上並榎町1300番地

受験料 8,500円

受験申込書配布期間

8月3日(月)～31日(月)

※土・日曜日、祝日除く

受験申込書配布場所

上下水道課(水道庁舎内)

受験申込方法 申込書一式を

「東京都下水道サービス(株)

へ郵送(指定の封筒)

受験申込期限 8月31日(月)

(当日消印有効)

問い合わせ先 上下水道課

(水道庁舎内)

☎(65) 6691

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合があります。最新の情報は、県下水道協会ホームページをご確認ください。

「子育て世帯への臨時 特別給付金」について

健康福祉課社会福祉係

☎(64) 7705

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世

帯への国の支援政策として、特別給付金(一時金)を支給します。支給対象児童(令和2年3月31日までに生まれた児童。3月に中学校を卒業した児童も含む)一人につき1万円を児童手当受給者の登録口座へ振り込みます。

●玉村町から児童手当を受給している人(申請不要)

6月1日付で個別案内を送付し、7月9日(木)に支給しました。

●公務員(要申請)

勤務先から配布される子育て世帯への臨時特別給付金申請書(請求書)(支給対象者であることの証明が記載されたもの)にて、期限内に申請してください。

(郵送可)

申請期限 9月30日(水)

役場健康福祉課必着

令和2年度の介護保険 料が確定しました

健康福祉課介護保険係

☎(64) 7705

第1号被保険者(65歳以上の(人)の介護保険料は本人の前年の所得や世帯の町民税課税状況などにより1年間の金額を算定しますが、賦課期日(4月1日)現在では前年の所得などが確定していないた

め、前年度の所得段階をもとに算定した保険料をあらかじめ納付していただいています。

この度、前年の所得等が確定したため、保険料を算定し直し、既に通知した保険料に増減の差額を反映した金額を特別徴収(年金天引き)の人は10月の天引き分から、普通徴収(納付書払や口座振替)の人は8月納付分から納めていただきます。

詳しくは8月中に発送する「令和2年度介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」にてご確認ください。

「ひとり暮らし高齢者調査の中止について

健康福祉課高齢政策係
☎(64) 7721

毎年6月1日を基準日に、各地区の民生委員が70歳以上のひとり暮らしの人を対象とした調査を実施していますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点等から中止となりました。

調査自体は中止となりますが、何か心配事等がありますたら、遠慮なくお近くの民生委員または高齢政策係☎(64) 7721までお問い合わせください。

歴史資料館開館25周年記念 第25回 企画展「玉村町の食」あの日食べたもの」記念講演会開催

歴史資料館 ☎(30) 6180

9月27日(日)まで開催中の企画展の関連行事として講演会を行います。

演題 「群馬の粉もの文化」
日時 9月6日(日)
午後1時30分～3時

講師 横田 雅博氏(高崎市立南八幡小学校教諭)

会場 文化センター小ホール
定員 60人(先着順)

参加費 無料

申込受付 8月6日(木)から
電話または生涯学習課文化財係事務室・歴史資料館カウンターにて受け付けます。

受付時間 午前9時～午後5時、土・日曜日は午前10時～午後4時、祝日除く)

電話やオンラインによる診療をご利用ください

新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることを踏まえ、厚生労働省は時限的・特例的な対応として、医師が

B&G海洋センター からのお知らせ

B & G海洋センター ☎64-5311

8月1日(土)は町民の日のため、施設利用料が無料になります。

※新型コロナウイルス感染症対策により、入場制限を実施する場合があります。
ホームページにてご確認ください。



献血にご協力をお願いします

健康福祉課 ☎64-7705



期 日 7月29日(水)

受付時間 午前9時~正午

場 所 役場保健センター

実施内容

- 400mL・200mL(全血のみ)
- ※400mL献血にご協力ください。
- ※献血カードを持っている人は持参してください。
- ※献血の際、マスクの着用と身分証明書提示への協力をお願いします。



可能であると判断した範囲において初診から電話やオンラインによる診療を認めています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにご活用ください。

電話・オンライン診療を行っているか確認

まずは、普段からかかっているかかりつけ医等に、電話やオンライン診療による診療を行っているかご確認ください。かかりつけ医等をお持ちでない場合は、県ホームページに掲載されている一覧から電話・オンラインによる診療を行っている最寄りの医療機関を確認してください。

県ホームページ
https://www.pref.gunma.jp/02/d10g_00141.html

留意点

- 医師の判断によっては、すぐに医療機関を受診する必要があるため、できるだけ最寄りの医療機関を選択することを勧めます。
- 電話やオンラインによる診療では診断や処方が困難な場合があります。
- 医療機関に來訪して受診するよう推奨された場合は、必ず指定の医療機関に直接かかるようにしてください。
- 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、県新型コロナウイルス感染症コー

ルセンター「☎0570(082)820」に連絡し指示に従ってください。

● 電話やオンラインによる服薬指導を実施している薬局もあります。

問い合わせ先
県庁医務課
☎027(226)2535

放送大学 10月入学生募集のお知らせ

放送大学は、10月入学生を募集しています。

10代から90代の幅広い世代、約9万人の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で学んでいます。

テレビで授業を行っているだけでなく、学生はその授業をインターネットで好きなときに受講することもできます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。卒業すれば学士を取得できます。

放送授業1科目の授業料は1万1千円(入学金は別)。半年ごとに学ぶ科目分だけの授業料を払うシステムです。半年だけ在学することも可能です。

全国にミニキャンパスと言

える学習センター・サテライトスペースが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。

資料を無料で差し上げていただきますので、お気軽に放送大学群馬学習センター「☎027(230)1085」までご請求ください。

庭木剪定・刈払機講習を開催します

日時 8月20日(木)、21日(金)、27日(木)

対象 60歳以上でシルバー人材センター入会希望者

● 職種転換や就業を希望するシルバー人材センター会員
定員 15人(先着順)
受講料 無料
申し込み 群馬県長寿社会づくり財団 シルバー連合事業グループ育成事業係
☎027(255)6400

その他

①本講習は厚生労働省群馬労働局の委託事業として実施されるものです。

②新型コロナウイルスの感染症拡大状況により開催日の変更、または中止となる場合があります。

保険料免除の申請は、原則として毎年必要です

住民課高齢者医療年金係

☎(64)7702

国民年金には、保険料を納めることが困難な場合に、保険料が免除または猶予（50歳未満の人）される制度があります。免除には全額免除や一部免除（3/4免除、半額免除、1/4免除）があります。ただし、一部免除が承認された場合は、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。猶予は全額の保険料が猶予されます。

免除や猶予の申請は、本人・配偶者・世帯主（猶予では世帯主は除かれます）の前年所得を基準に審査が行われ、所得に応じて保険料の免除または猶予が承認されます。

保険料の免除または猶予の申請は原則として毎年必要ですが、全額免除および猶予については、翌年度以降分もあらかじめ申請（継続申請）することができま

す（失業等による理由を除く）。今まで全額免除または猶予の承認を受けていて継続申請をしていない人、一部免除の承認を受けていた人は、6月で承認期間が切れています。引き続き免除等を希望する場合には申請が必要で、忘れずに申請の手続きをしてください。

問い合わせ先

前橋年金事務所 国民年金課

☎027(261)1706

送迎バス運行表（8月）

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
						1日 玉村町民の日 無料開館
2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
休館日	玉B地区	芝根地区	上陽地区	玉A地区	玉B地区	開館
9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日
休館日	休館日 山の日	芝根地区	上陽地区	玉A地区	玉B地区	開館
16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日
休館日	芝根地区	上陽地区	玉A地区	玉B地区	芝根地区	開館
23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日
休館日	上陽地区	玉A地区	玉B地区	芝根地区	上陽地区	開館
30日	31日					
休館日	玉A地区					

区域別・時間別表

区域	午前9時	午前9時10分	午前9時20分
玉村A地区	角淵・上之手	5、6、7丁目	8、9丁目・上飯島
玉村B地区	南玉・与六分	宇貫・八幡原	上新田・板井・斎田・福島
芝根地区	箱石・下之宮・小泉	五料・飯倉・川井	下茂木・後箇・上茂木
上陽地区	上樋越・中樋越	藤川・飯塚	原森・上福島

停留場所

※帰りのバスは午後3時に出発します

行政区	停留場所	行政区	停留場所	行政区	停留場所
角 淵	墓地十字路・岩倉橋土手・家具屋	八幡原	公民館	下茂木	研修所西南十字路
上之手	不動産前・公民館	上新田	公民館・角田病院前	後 箇	東屋
5丁目	商工会西駐車場	板 井	西部公民館・諏訪神社南・東部公民館	上茂木	酒店前
6丁目	公民館東十字路	斎 田	井野商店	上樋越	公民館
7丁目	メモリアルホール	福 島	公民館	中樋越	ビニールハウス前（中樋越西）
8丁目	家具屋	箱 石	消防7分団		児童館・公民館
9丁目	金田石油南	下之宮	月田商店	藤 川	万寿屋・公民館
上飯島	三和食堂	小 泉	みつわ団地入口	飯 塚	公民館
南 玉	お墓・団地・幼稚園入口	五 料	郵便局西・公民館	原 森	公民館
与六分	町宮・玉村高校	飯 倉	公民館	上福島	公民館
宇 貫	公民館南	川 井	公民館・牛舎跡地		

8月のお知らせ

8月1日（土）は、玉村町民の日で無料開館です。
8月のふれあいステージは、中止とさせていただきます。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の状況によっては、臨時休館とさせていただくことがあります。

玉村町老人福祉センターからののご案内

老人福祉センター（玉村町社会福祉協議会）

☎(65)1294

FAX(65)1309